

2020年4月15日

会員各位

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会  
会長 高田 厚照

大臨技事務局の勤務体制について（お願い）

平素は、大阪府臨床検査技師会の事業活動にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染が大阪府などの都市部で急速に拡大しており、重症感染者等に対する医療提供体制の確保が喫緊の課題となっています。

政府は、2020年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長から「緊急事態宣言」が発出され、緊急事態措置を実施する期間は令和2年4月7日から2020年5月6日までの1ヶ月間とし、実施すべき区域は、大阪府を含む7都府県とされました。この間、人と人の接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、感染者を減少に転じることができるとされ、また、基本的対処方針において、緊急事態宣言都府県においては、在宅勤務（テレワーク）を強力に推進し、「3つの密」を避ける行動を徹底するとされました。

これを受け、当会として事務局の勤務体制の見直しを図ることと致しました。現在の事務局の勤務体制については常時2名体制で勤務しておりますが、今般の緊急事態宣言を受け常時1名体制へ勤務変更いたします。

このことにより、最小限の職員で対応することになり、会員の皆様にはご不便をおかけするかと存じますが、事務局を閉鎖することはございません。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、この措置は5月6日までと考えていますが、緊急事態宣言の延長が行なわれた場合は、その対応について改めてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束のため、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。